

◎金融機能の強化のための特別措置に 関する法律及び金融機関等の組織再 編成の促進に関する特別措置法の一 部を改正する法律

(平成二〇年二月一六日法律第九〇号)

一、提案理由(平成二〇年一月二九日・衆議院財務金融 委員会)

○中川国務大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び保険業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する特別措置法の一部を改正する法律

する法律案につきまして御説明申し上げます。

現在、アメリカのサブプライムローン問題に端を発した外的な環境変化のもと、厳しい状況に直面する地域経済、中小企業を支援していくことが喫緊の課題であります。このため、国の資本参加によって、金融機関等の資本基盤の強化を図り、金融機関等が適切な金融仲介機能を発揮し、地域における中小企業に対する金融の円滑化に資する政策を積極的に推進していくことが重要であります。

このような考えを踏まえ、金融機能強化法の活用、使い勝手の改善のために必要な見直しを図るため、本法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、現行法上、平成二十年三月末までとされていた国の資本参加及び組織再編成における手続の特例等に係る申請期限について、平成二十四年三月末までとしております。

第二に、国の資本参加の要件を一部緩和しております。具体的には、金融機関の経営責任等の明確化の要件や抜本的な組織再編成を伴わない場合に加重されていた要件を、制度上一律には求めないこととしております。

第三に、協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、協同組織金融機関の中央機関に対し

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

二四

て、あらかじめ国が資本参加することを可能とする枠組みを整備しております。

.....(略).....

以上が、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び保険業法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二〇年十一月六日)

○田中和徳君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機能の強化等を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するものであり、その主な内容

は、国の資本参加に係る申し込みの期限の延長、国の資本参加の要件等の一部緩和、協同組織中央金融機関等に対して、あらかじめ国が資本参加することを可能とする枠組みの整備等であります。

.....(略).....

両案は、去る十月二十八日当委員会に付託され、翌二十九日中川国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、三十一日には参考人の意見を聴取し、十一月五日には麻生内閣総理大臣に対する質疑を行うなど、慎重な審議を行いました。

かくて、同日質疑を終局いたしましたところ、金融機能強化法改正案に対し、自由民主党及び公明党の共同提案に係る、経営強化計画の記載事項の明確化、協同組織金融機能強化方針の記載事項の追加及び協同組織金融機能強化方針に係る報告の公表事項の追加を内容とする修正案が提出され、提出者を代表して自由民主党の木村隆秀君から趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、両案及び金融機能強化法改正案に対する修正案を一括して討論に付しましたところ、自由民主党及び公明党を代表して江崎洋一郎君から両案及び修正案に賛成の意見が、民主・無所属クラブを代表して松野頼久君から金融機能強化法改正案に対する修正案に賛成、修正部分を除く原案に反対の意見が、日本共産党を代表して佐々木憲昭君から両案及び修正案に

反対の意見が、それぞれ述べられました。

討論終局後、順次採決いたしましたところ、金融機能強化法改正案は賛成多数をもって修正議決すべきものと決し、保険業法改正案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、金融機能強化法改正案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二〇年一月五日)

○木村(隆)委員 ただいま議題となりました金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党及び公明党を代表いたしました、提案理由を説明申し上げます。

修正案はお手元に配付いたしたとおりでございます。

以下、その提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

第一に、政府案においては、国の資本参加の要件として、金融機関の経営責任等の明確化を制度上一律には求めないこととしておりますが、国が資本参加を行う以上、責任ある経営がなされることが確保されるべきことは大原則であります。こうし

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

た点を踏まえ、修正案においては、経営強化計画の記載事項の一つである「責任ある経営体制の確立に関する事項」を「従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項」に修正し、国の資本参加に際して従前の経営体制の見直しが求められる場合もあり得ることを明確化することとしております。また、協同組織金融機関の中央機関が提出する協同組織金融機能強化方針についても、同様の記載を求めることとしております。

第二に、政府案においては公表事項の例外とされていた、国が資本参加を行った協同組織金融機関の中央機関により資本支援を受けた協同組織金融機関の名称について、公的資金の活用状況の透明性確保の観点から、主務大臣による公表事項とすることとしております。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年一月五日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 農林中央金庫及び農協系統金融機関は、本法に基づく公的資金注入の対象となることにかんがみ、貸出し等の金融業務の実施に際しては、厳正な政治的中立性を確保すること。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

二六

一 農林中央金庫をはじめとする農協等系統金融機関の農業融資及び資金運用の実態については、その一層の開示に努めること。また、農林中央金庫については、その使命にかんがみ、農林中央金庫に対し公的資金を注入した場合には、農林水産行政に深く関わった理事長については、その報酬等の処遇情報、自主的な開示がなされるよう、強く促すこと。

一 公的資金注入を受けた協同組織中央機関等については、その内容を、国会に報告すること。

一 農林中央金庫をはじめとする農協等系統金融機関は、農業者等の育成、農林水産業の発展を図ることを使命としていることにかんがみ、その資金については農業者等に対する金融の円滑化を一層図るとともに、市場運用については、十分留意するものとする。

一 地方公共団体が支配株主となっている金融機関については、支配株主である公共団体がその資本の充実にについて一義的に責任を持つこととする。

一 改正法の運用に当たっては、その趣旨である「中小企業の金融の円滑化や地域における経済の活性化」を旨とし、経営者の責めに帰すべき事由により経営難に陥った個別金融機関の安易な救済を目的とする運用は厳に慎むこと。

一 改正法の趣旨である「中小企業の金融の円滑化や地域にお

ける経済の活性化」を確実にするために、政府答弁に基づく「金融検査マニュアルの見直し」の迅速な実施と周知徹底を行うとともに、政府において中小企業の資金繰り状況の把握に努め、その結果に基づき、速やかに必要な対応に努めること。

一 中小企業に対する貸し渋り、貸しはがしを防止し、地域への貢献や中小企業に対する金融の円滑化などの情報を積極的に開示するよう、金融機関に対して要請する。

三、参議院財政金融委員長報告

(平成二〇年二月二日)

○峰崎直樹君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するため、国による株式等の引受け等に係る申込みの期限の延長、株式等の引受け等の要件等の修正及び協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置の新設に係る規定の整備等を行おうとするものであ

ります。

なお、衆議院において、国の資本参加に際して従前の経営体制の見直しが求められる場合もあり得ることを明確化するとともに、国が資本参加を行った中央機関により資本支援を受けた協同組織金融機関の名称を主務大臣の公表事項とする修正が行われております。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取したほか、金融機能強化法等改正案による中小企業金融の改善効果、農林中央金庫等に対する検査・監督の在り方、地方公共団体が主要株主である金融機関に対する公的資本注入に関する考え方、保険業法の政府補助規定を延長する趣旨等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

なお、金融機能強化法等改正案の審査に資するため、墨田区及び台東区において視察を行いました。

質疑を終了しましたところ、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して円より子理事より、金融機能強化法等改正案に対して、目的規定を改め、中小規模の事業者に対する金融の円滑化等による地域における経済の活性化を期すものとするとともに、一つの地方公共団体が百分の五十を超える議決権を保有す

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

る銀行を本法の対象から除外することを内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、両法律案及び修正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、まず、金融機能強化法等改正案について採決の結果、修正案は可否同数となりましたので、委員長はこれを決し、可決することに決定いたしました。

次いで、修正部分を除く原案は多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二〇年二月二日)

○円より子君 私は、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対し、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

私どもは、世界的な金融環境の変化の中で、厳しい状況に直面している中小企業に対する金融の円滑化を図るという本改正

案の趣旨には基本的に賛成でありますが、衆議院送付案では、依然として地方自治体が支配株主となっている新銀行東京が他の金融機関と同じ取扱いのままになっていることから、本修正案を提出した次第であります。

すなわち、新銀行東京については、ずさんな融資と過剰な拡大路線が経営悪化の原因となっており、まさに旧経営陣の独断専行とそれを防げなかった東京都に最大の問題があると言っても過言ではありません。しかしながら、参議院財政金融委員会として、これまで再々にわたり新銀行東京の経営責任者や東京都の石原知事に対し参考人出席をお願いし、これらの問題について明確な説明を求めてまいりましたが、残念ながらいまだ実現に至っておりません。

地方自治体が支配株主となっている金融機関は、地方自治体がその資本の充実にについて一義的に責任を負うべきであり、ずさんな経営によるツケを国民の税金で穴埋めすることを認めるわけにはいきません。

なお、農林中央金庫については、財政金融委員会のみならず、農林水産委員会においても、農協系統金融機関の資金運用の透明性や検査監督の在り方等について徹底した議論を行ってまいりました。農林中央金庫については、こうした国会の議論を真摯に受け止め、経営の透明性が確保されるよう不断の努力を求

めるとともに、国会としてもその動向を厳しく監視していきたいと考えております。

以下、修正案の概要を申し上げます。

第一に、本法の目的規定を改め、中小規模の事業者に対する金融の円滑化等による地域における経済の活性化を期するものとしております。

第二に、一つの地方公共団体がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する銀行については、本法の対象となる銀行から除外し、本法を適用しないものとしております。

以上、修正案の概要を申し上げます。

委員各位におかれましては、私たちの主張の真意を御理解いただき、何とぞ、会派を超えた委員各位の御賛同をいただきますようお願いを申し上げます。

(注) 衆議院は、平成二〇年二月二日、憲法第五九条第二項の規定に基づき再可決した。